

止、木製くさび、索類およびセキ号車緊縮用補助金具等がある。  
—鉄道連絡船。(今留光国)

**れんらくつうこうけん 連絡通行権** 地方鉄道・軌道の営業用の固定資産のうち、無形固定資産を構成する科目の1つ。内容は以下に掲げるとおり。

1 地方鉄道・軌道が連絡駅において、相手方たる他鉄道の既設施設を利用するため、相手方のために側線の増設・移設、乗降場・跨線橋等の拡張新設をなし、その所有権を移転した場合の諸施設の新設費相当額。

2 橋を建設し、その所有権を公共団体に移転し、橋上に自線を敷設する場合の橋の新設費相当額。

3 その他1、2に準ずるもの。

以上の現物給付の代償として地方鉄道・軌道が同給付を受けたものに対して、以後取得する連絡権または通行権をいう。昭和26・1運輸省令第2号地方鉄道業会計規則第5条により、財務諸表および諸勘定科目が確立された結果、従来建設費と呼ばれた鉄道の営業用固定資産科目中の総係費、または連絡設備費中に整理されてきたこれらの費用が、あらたに鉄道無形固定資産中に連絡通行権として整理されることになった。なお、法人税法上では鉄道軌道連絡通行施設利用権と呼ばれ、無形固定資産として減価償却の場合30年の耐用年数が認められている(昭和26・5大蔵省令第50号別表)。(森島省吾)

**れんらくにもつ・かもつのじゅちてん 連絡荷物・貨物の受渡地点** 連絡運輸機関の接続駅で、連絡荷物・貨物の受渡しをする場所として関係運輸機関の間で協議して定められた地点。その受渡地点は連絡荷物・貨物運送上の関係運輸機関の責任の分界点となるほか、接続地点における中継作業の負担

の分界点として定められることもある。国鉄と他の運輸機関との連絡運輸の場合の受渡地点は、原則として国鉄において積卸を行うホームまたはこれに準ずる場所が通例であるが、それらは具体的に作業の実情に即応した場所が受渡地点として、受渡時刻などと共に関係運輸機関間で協定される。なお駅構内の貨車の受渡線も、関係運輸機関の運送上の責任の分界点として、受渡地点と同様の意味をもっているため、広義の連絡貨物の受渡地点といえる。(佐藤佳年)

**れんらくにもつ・かもつのちゅうけいひょう 連絡荷物・貨物の中継費用** 連絡荷物および貨物は、その運送途中の各運輸機関の接続地点において車両の直通する貨物等のほかはすべて積換作業を要し、これに要する費用を中継費用という。

現在国鉄線と連絡運輸機関との接続駅は430余りにおよんでおり、それぞれ異なった接続状態にある。この異なった状態にある接続駅で行われる荷物および貨物の中継作業は、おのずから異なる方法・状態にあるので、連絡運輸の開始に当り両運輸機関間において協議決定すべき事柄であるが、個々に取決めを行うことは到底その実行に適しないから、これを制度化しておく、この制度ののちによって取扱うことによるのみ連絡運輸を行う方法を採用している。

この中継費用は関係運輸機関の負担となっている。この場合車扱貨物で非直通線、社航路、自動車線にまたがるものは、それとの接続箇所において必ず積換作業が行われるので、これに要する費用も広い意味では中継費用であるが、現在この場合の費用は接続料として荷主から収受することになっているので、ここにいう中継費用ではない。(鈴木与吉)

## ろ

**ろうじゅぶっし 労需物資** 労働者作業用必需物資の略語であって、物資需給調整法による統制時代からいいならされてきたが、統制解除後は漸次陳腐な用語となった。

国鉄の労需物資は 1 被服類(94品名) 2 軍手はきもの類(4品名) 3 石けん洗剤類(2品名) からなり、1は被服類貸与および共用規程 2は軍手およびはきもの類貸与および共用規程 3は単独の依命通達によって貸与・共用・配給されることになっている。被服類は鉄道創設当時から作業上必要であるとして貸与されてきたのであるが、被服貸与にはいわゆる三原則といわれるものすなわち 1 常時かつひん繁に旅客公衆に接することをその職務の本領とするもの(接客職) 2 職員と部外者と、職務上の関係で一旦して職員であることを識別することを必要とするもの(識別職) 3 汚損甚大なもの(汚損職) があり、以上のそれぞれの該当職種に貸与されている。これは現物給与ではなく、また勤務中は着用を義務づけられており、このうち主要被服は貸与期限後は返納することになっている。軍手・はきもの類は昭和15年軍需重点主義により個人入手が困難となり、作業能率に影響するところがはなはだしくなったので、当局が一括調達のうち職務上必要なものとして貸与することに決定して以来、引続き今日に至っているものであるが、軍手・はきもの類は元来保護的的性格をもっているため、昭和27年に労働密度と冬期寒冷度合との両面から、いわゆる傾斜配給方式によることに改正強化された。また労需用石けん洗剤類については、従来なら統一されておらず不均衡な配給

であったが、昭和24年に配給基準率が制定実施されるにいたってようやく整備された。現品には固形石けんと練り石けんがあるが、ともに被服類の洗たく用として被服の汚損度を測定して配分基準がきめられている。

労需物資を予算面でみると、被服類と軍手・はきもの類とは、勘定科目被服費で支弁され、昭和31年度で約18億円が決算されている。また労需用石けん洗剤類については備用品費で支弁され年間6千万円程度の決算をしている。つきに労需物資の調達については、被服類の80%が直営被服工場で生産され、その他の物品は製品購入されている。またその調達区分は中央調達品が95%、地方調達品が5%となっている。(菊地芳太郎)

**ろうどういいんかい 労働委員会** 労働関係に介入して労働関係の適当な調整をはかることを任務とする国家機関であって(労働組合法[以下労組法]第19条)、わが国労働法の運用上もっとも重要な役割をもつものである。陸上の労働関係のための労働委員会と、海上の労働関係のための船員労働委員会とがあり、それぞれ中央労働委員会(中労委)・船員中央労働委員会(船中労委)・地方労働委員会(地労委)・船員地方労働委員会(船地労委)にわかれている(労組法第19条第7項)。なお国鉄・電電・専売の3公社および郵便・林野・印刷・造幣・アルコールの5現業と、その職員間の紛争の調整については、べつに\*公共企業体等労働委員会・が設けられている(公共企業体等労働関係法第19~35条)。

労働委員会は労働者委員・使用者委員および公益委員各同数